

公益社団法人日本カーリング協会 医科学委員会規程

第1章 総則

第1条 この規定は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）定款第36条の規定に基づいて設置された医科学委員会に関することを定める。

第2章 所管事項

第2条 この委員会は、次の事項を審議、処理執行し、委員会に於いて決議された事項は理事会に報告しなければならない。

- （1）アンチ・ドーピングに関する事項
- （2）スポーツ医科学に関すること
- （3）トレーニング・リハビリに関する事項
- （4）競技会における医療救護に関する事項
- （5）医科学に関する補助金、助成金に関する事項

2 前項に関する事項のほか、医科学委員会は、前項各号に規定する事項について執行役員会を通して理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じる。

第3章 委員

第3条 この委員会の委員は、本協会理事、本協会加盟団体役員及び学識経験者のうちから、理事会の決議を経たうえで、会長が委嘱する。

2 委員長は1名とし、役員候補選考委員会の選考に基づき、委員の中から理事会の決議により定める。

3 副委員長は、必要に応じて委員会の互選により選出する。

第4章 任期

第4条 委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第5章 委員会

第5条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、委員長が召集できない時は、副委員長がその任を負う。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとなる。

3 書面による委員会の場合、定款第34条にある書面による理事会の決議と同様に、委員全員の賛成をもって決議があったものとみなす。

4 委員会を開催した時は、議事録を作成し、速やかに執行役員会を通して理事会に報告する

と共に事務局にて保存する。

第6条 本協会会長、副会長、専務理事、常務理事、監事及び事務局長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。また、委員長が許可した場合に、理事が出席し、意見を述べることができる。

第7条 委員長が必要と認めるとき、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第6章 部会

第8条 この委員会は、委員会の決議を経て部会を設けることができる。

第7章 規定の変更

第9条 この規定は、理事会の議決により変更できる。

附則1

1 この規則は平成25年11月27日から施行する。

令和2年11月25日改訂同日施行。

令和4年10月23日改訂同日施行。

令和6年8月3日改訂同日施行。

令和7年5月10日改訂同日施行。